

1号認定子ども（教育標準時間認定）

1. 1号認定子どもの1年は、3学期に分かれます。

- （1）第1学期 4月1日から 8月31日まで
- （2）第2学期 9月1日から 12月31日まで
- （3）第3学期 1月1日から 3月31日まで

2. 休業日

- （1）学年始休業日 4月 1日から 4月 3日まで
- （2）夏期休業日 7月25日から 8月31日まで
- （3）冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- （4）学期末休業日 3月25日から 3月31日まで

但し、休業日に関わらず、教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があると認められた時は、一時預かり（幼稚園型）を行うことがあります。

3. 教育・保育を提供する曜日は、月曜日から金曜日です。

但し、土曜日でも教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があると認められた時は、一時預かり（幼稚園型）を行うことがあります。

4. 教育・保育を提供する時間は、午前9時00分から午後2時00分までです。

但し、それ以外の時間帯において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、午前7時00分から午前9時00分まで、又は午後2時00分から午後7時00分までの範囲内で、一時預かり（幼稚園型）を行います。

※一時預かり（幼稚園型）には事前に申請書を提出していただく必要があります。

提供する曜日	月曜日から金曜日まで		利用料（1人当たり）
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後2時00分	3歳以上保育料無償化
一時預かり 幼稚園型	保育時間	午前7時00分～午前9時00分	1日100円（月額上限 1,000円）
		午後2時00分～午後4時30分	1日200円 （おやつ代含む月額上限 2,000円）
		午後4時30分～午後6時00分	1日100円（月額上限 1,000円）
		午後6時00分～午後7時00分	1日100円（月額上限 1,000円）
	休業日	日曜日・土曜日・祝日	長期休暇中及び必要と認められた土曜日の利用料 ・教育標準時間内 1日515円（上限なし） （給食代240円を含む） ・教育標準時間以外は利用時間により加算される。
		学年始休業日（4月1日～4月3日）	
		夏期休業日（7月25日～8月31日）	
		冬期休業日（12月25日～1月7日）	
		学期末休業日（3月25日～3月31日）	